

統括防火管理

この建物は統括防火管理が必要な建物ですので、次のことを守ります。

1 防火管理者

防火管理者の変更、消防計画の変更などの防火管理に関する変更を行ったときは速やかに、統括防火管理者に連絡又は報告をします。

2 自衛消防活動等

火災等の災害が発生したときは、全体の消防計画に基づき、他のテナント等の自衛消防隊と協力して自衛消防活動を行います。

3 訓練

防火管理者は、従業員を建物全体で実施する訓練に参加させます。